

- ・ピンクに色付けしている部分を記載すると避難確保計画が作成できます。

市へ提出

記載例

このマークのあるページのみ市へ提出

避難確保計画

「避難確保計画作成の手引き 解説編」で解説しているページを示しています。深谷市ホームページで公開していますので、計画作成時に不明な点があった場合に適宜参照してください。

対象災害：水害（洪水）

解説編 第1章1.1（1） 対象となる災害

【計画記入例】

※赤字箇所：記載例

※青字箇所：留意事項等

同一敷地内の複数の施設を一体として計画を作成する場合は施設名に対象施設名をすべて記載してください。

【施設名： ○○○○○○○○○○○】

【所在地： 深谷市○○○○○○○○○○】

令和○ 年 ○ 月 作成

ハザードマップを確認し、該当する浸水深等を塗りつぶしてください。

施設の最大浸水深等

浸水深等

（垂直避難の目安）

- | | | |
|--|---|-----------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 0.5m未満 | → | 1階へ避難可能 |
| <input type="checkbox"/> 0.5m～3m未満 | → | 2階以上へ避難可能 |
| <input type="checkbox"/> 3m～5m未満 | → | 3階以上へ避難可能 |
| <input type="checkbox"/> 5m以上 | → | 安全な場所へ避難 |
| <input type="checkbox"/> 家屋倒壊等氾濫想定区域 | → | 安全な場所へ避難 |

様式編 目次

: 深谷市へ提出する書類

解説編 第1章1.1 (3) 目次

該当する方を塗りつぶしてください。

■ 自衛水防組織を設置する場合

	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	3
2	計画の報告	様式1	3
3	計画の適用範囲	様式1	3
4	防災体制	様式2	4
5	情報収集・伝達	様式3	5
6	避難誘導	様式4	6
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	7
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	7
9	自衛水防組織の業務に関する事項	様式6	8
-	施設周辺の避難地図	別紙1	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
-	自衛水防組織活動要領	別添	15
-	自衛水防組織の編成と任務	別表1	16
-	自衛水防組織装備品リスト	別表2	16

□ 自衛水防組織を設置しない場合

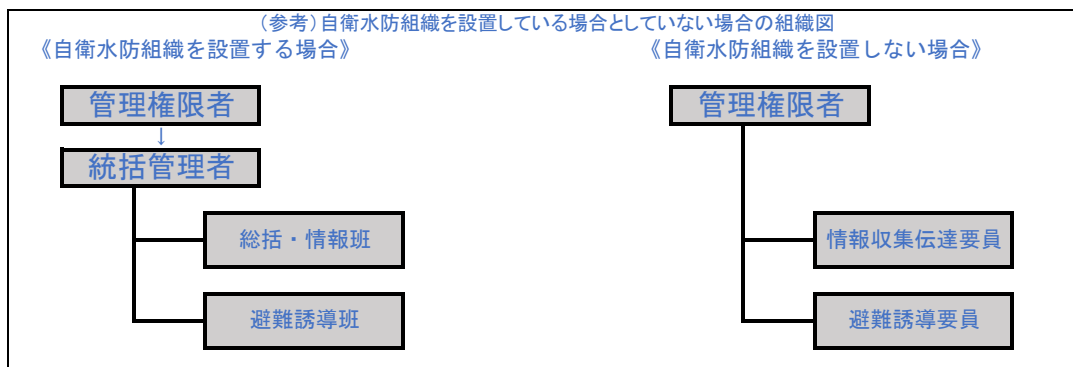
	項目	様式等	ページ
1	計画の目的	様式1	3
2	計画の報告	様式1	3
3	計画の適用範囲	様式1	3
4	防災体制	様式2	4
5	情報収集・伝達	様式3	5
6	避難誘導	様式4	6
7	避難の確保を図るための施設の整備	様式5	7
8	防災教育及び訓練の実施	様式5	7
-	施設周辺の避難地図	別紙1	9
10	防災教育及び訓練の年間計画	様式7	10
11	利用者緊急連絡先一覧表	様式8	11
12	緊急連絡網	様式9	12
13	外部機関等の緊急連絡先一覧表	様式10	12
14	対応別避難誘導一覧表	様式11	13
15	防災体制一覧表	様式12	14

市への提出は不要

自衛水防組織は対象災害に応じて、以下のように定められています。

(洪水が対象となる場合)

要配慮者利用施設には、自衛水防組織の設置の努力義務が課せられています（水防法第十五条の三第6項）。自衛水防組織を設置する場合、様式6も作成し、合わせて、別添、別表1、別表2を作成します。



1 計画の目的

この計画は、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。
また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、施設の職員や利用者に対して、洪水に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

関連法：水防法

解説編 第1章1.2 計画の目的等（様式1）

2 計画の報告

計画を作成又は必要に応じて見直し・修正をしたときは、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

解説編 第1章1.2(3)(4)
施設利用者（要配慮者）の把握、施設職員の把握

施設の状況

	平日		休日	
	利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間	約 ○○ 名	約 ○○ 名	約 ○○ 名	約 ○○ 名
夜間	約 ○○ 名	約 ○○ 名	約 ○○ 名	約 ○○ 名

- ※利用者数は最大の利用者数を記載（おおよその利用者数でもよい）
- ※利用者は学校の場合は幼児・児童・生徒、医療施設の場合は患者数を記載
- ※昼間は通所部門と入所部門の合計人数を記載
- ※夜間は入所部門の人数を記載

● 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

● 事前休業の判断について

大型台風の襲来が予想される場合で、公共交通機関の計画的な運休が予定される場合、通所部門を臨時休業とする。
または 午前8 時の時点で、全県下又は「 深谷市 」に以下のいずれかが発令されている場合は、通所部門を臨時休業とする。

暴風警報または暴風特別警報
大雨警報、大雨危険警報または大雨特別警報
氾濫警報、氾濫危険警報または氾濫特別警報

解説編 第1章1.2(5)
事前休業の判断について

※開業時間と利用者の通所にかかる時間も考慮して、休業の判断をする。

4 防災体制

解説編 第1章1.3 (2)
防災体制の判断基準の設定

《自衛水防組織を設置する場合》
防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者のもと、総括・情報班、避難誘導班が避難誘導等の活動を行う。
《自衛水防組織を設置しない場合》
防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常の体制をとり、管理権限者のもと情報収集伝達要員、避難誘導要員が避難誘導等の活動を行う。

該当の内容を記載してください。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期	体制	活動内容	対応班（要員）
<p>【警戒レベル2】 (気象情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意報発表 ・大雨注意報発表 	注意 レベル2 体制確立	洪水予報等の情報収集	総括・情報班（情報収集伝達要員）
<p>【警戒レベル3】 (避難情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者等避難」の発令 (気象情報) ・氾濫警戒 ・大雨警戒 	警戒 レベル3 体制確立	洪水予報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者・家族等への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導 外来診療中止の指示（病院の場合）	総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員） 避難誘導班（避難誘導要員） 総括・情報班（情報収集伝達要員）
<p>【警戒レベル4】 (避難情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「避難指示」の発令 (気象情報) ・氾濫危険警戒 ・大雨危険警戒 	非常 レベル4 体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導班（避難誘導要員）

レベル2 注意体制

- ・災害モードへ気持ちを切り替える。
- ・気象情報等の収集を行う。

※判断時期は、気象情報、洪水警戒及び避難情報等をもとに設定する。避難情報等は必ずしも発令されない場合があるので、雨の降り方等により自主的な判断に基づき体制を確立することも必要である。

レベル3 警戒体制

- ・避難場所へ避難する準備を行う。
- ・要配慮者の避難誘導を開始する。

※浸水想定区域と土砂災害警戒区域が重複する地域では、避難情報等の発表・発令が早い情報で避難体制を確立し、避難のタイミングを判断する必要がある。

レベル4 非常体制

- ・施設内全体の避難誘導を開始する。

大型台風

大型台風の襲来が予想されており、公共交通機関の計画運休が予定されている場合は、避難の準備をし、早めに避難を開始する。
また、協定を締結した地域の企業等と連携して、早めに避難を開始する。

〇〇企業との協定 福祉車両提供及び避難支援（詳細は協定書参照）

企業との協定等があれば記載してください。

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び

深谷市で想定される収集方法を記載してありますので、参考としてください。
そのほかに考えられる収集方法がありましたら、追記をお願いします。

収集する情報	情報の例示	収集方法
洪水予報等	気象警報	<ul style="list-style-type: none"> ・テレビ ・ラジオ ・インターネット -気象庁 https://www.jma.go.jp/jma/index.html
	洪水予報、河川の水位情報	<ul style="list-style-type: none"> ・インターネット -国土交通省 川の防災情報 https://www.river.go.jp/index -埼玉県 川の防災情報 https://suibo-river.pref.saitama.lg.jp
	高齢者等避難 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・深谷市メール配信サービス ・インターネット -深谷市ホームページ http://www.city.fukaya.saitama.jp/ -深谷市公式X（旧ツイッター） https://x.com/fukaya_city -深谷市公式LINE（ライン） https://page.line.me/?accountId=fukayacity ・緊急速報メール
その他	施設周辺の浸水状況	施設職員による目視 (ただし、安全に配慮して危険な場所に近づかないよう施設内から実施)

停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無い等、施設内から確認を行う。

解説編 第1章1.4 (1) 情報収集

「対応別避難誘導一覧表」⇒様式 11

(2) 情報伝達

「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。

避難する場合には「利用者緊急連絡先一覧表」に基づき、利用者の保護者・家族等に対し、

「**〇〇公民館**（避難場所）へ避難する。利用者引き渡しは**〇〇公民館**（避難場所）において行う。利用者の引き渡し開始は〇〇時頃とする。」旨を連絡する。

解説編 第1章1.4 (2) 情報伝達

「利用者緊急連絡先一覧表」⇒様式 8

「緊急連絡網」⇒様式 9

6 避難誘導

市へ提出

記載例

様式 4

(1) 避難場所、移動距離及び手段

浸水深が大きく、施設全体が浸水するおそれがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立するおそれがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立ち退き避難（水平避難）する。関連施設等への避難も選択肢の一つである。利用者に合わせて移動手段に配慮する。避難場所への立ち退き避難（水平避難）が危険な場合は、近隣の安全な場所や建物のより安全な部屋等へ移動する。

1) 立ち退き避難（水平避難）を行う場合

解説編 第1章1.5 避難誘導（様式4）

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所1（浸水想定区域外の関連施設）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）	A会（系列施設）	800 m		台

立ち退き避難（水平避難）の場合の避難場所2（避難所）

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
			徒歩	車両
施設名（洪水）	〇〇公民館	5,000 m		4 台

水害時の避難所（浸水想定区域外の避難所）を記載してください。

2) 屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保（垂直避難）の場合

	建物名称	避難階	移動手段
屋内安全確保（洪水）	本施設	2 階	エレベーター ストレッチャー

※建物名称は、複数の建物がある場合や日頃用いている名称がある場合に記載する。

※移動手段には、階段の利用、使用する資器材等を記載する。

表紙で塗りつぶした施設の最大浸水深等を参考に避難階を記載してください。

※施設全体が浸水、家屋倒壊（氾濫流・河岸浸食）に該当する場合は記載不要です。

3) 近隣の安全な場所

立ち退き避難（水平避難）、屋内安全確保（垂直避難）が困難な場合、近隣の安全な場所

「〇〇公園」に避難するものとする。

※指定緊急避難場所ではないが、標高の高い場所など近隣のより安全な場所・建物等

1) 水平避難、2) 垂直避難の避難が困難で、命を守るために避難する近隣の安全な場所等（標高の高い場所等）を想定して記載してください。

(2) 避難経路

避難場所までの避難経路は、【施設周辺の避難地図】のとおりとする。

避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

【施設周辺の避難地図】 ⇒別紙 1

対応別避難誘導一覧表 ⇒様式 1 1

7 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する資器材等については、下表「避難確保資器材一覧」に示すとおりである。これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

利用者にあわせた器具や食事の提供が必要となる場合がある。避難場所での生活に必要な備品などに配慮する。

避難確保資器材一覧

	備蓄品
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、タブレット、ファックス、携帯電話、懐中電灯、電池、携帯電話用バッテリー
避難誘導	名簿（施設職員、利用者）、案内旗、タブレット、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、電池式照明器具、電池、携帯電話用バッテリー、ライフジャケット、蛍光塗料
施設内の一時避難	水（1人あたり9リットル）、食料（1人あたり9食分）、寝具、防寒具
衛生器具	おむつ・おしりふき、タオル、ウェットティッシュ、マスク、ゴミ袋
医薬品	常備薬、消毒薬、包帯、絆創膏
その他	〇〇〇〇

浸水を防ぐための対策

土のう、止水板、〇〇〇〇

施設で所有している物資等を記載してください。

※利用者にあわせた器具や食事の提供が必要となる場合があります。

※避難場所での生活に必要な備品などにも配慮が必要です。

※病院の場合、医療器具（点滴セット、注射器など）、医薬品、処方箋など、必要なものを確認し、「その他」の欄に記載してください。

8 防災教育及び訓練の実施

毎年 4 月に新規採用の施設職員を対象に研修を実施する。

毎年 7 月に全施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その他、年間の教育及び訓練計画を毎年 3 月に作成する。

防災教育及び訓練の年間計画⇒様式7

9 自衛水防組織の業務に関する事項

- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ①毎年 4 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
 - ②毎年 7 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を市町村長へ報告する。

「自衛水防組織活動要領」⇒別添

【施設周辺の避難地図】

洪水時の避難場所、避難経路は以下のものとする。

	立ち退き避難		屋内安全確保
	避難場所 1	避難場所 2	
洪水	A会（系列施設）	〇〇公民館	本施設2階

様式4に記載した内容が自動で入力されます。

避難経路に危険箇所がないか等を確認し、複数の避難経路を設定してください。

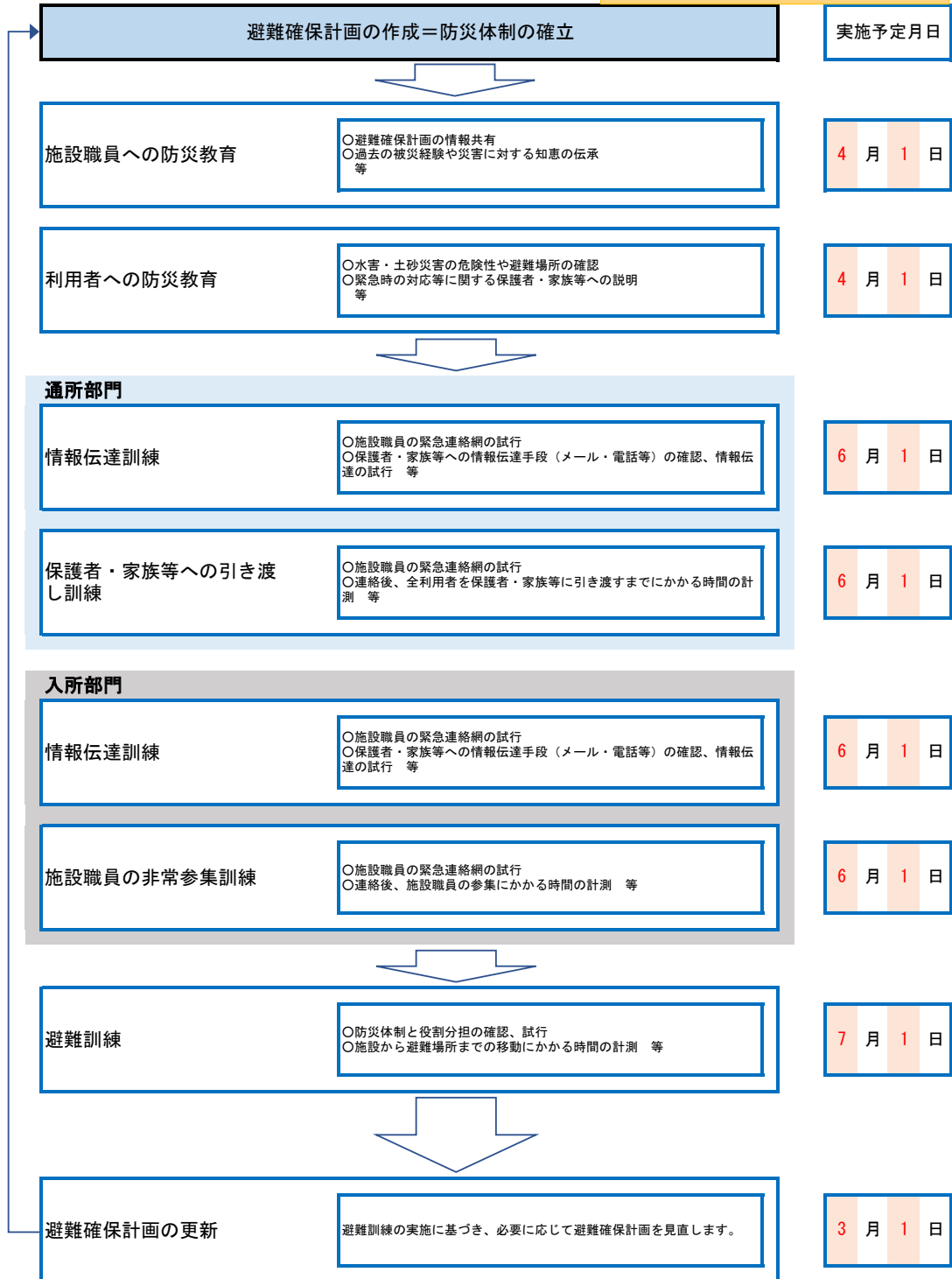


※施設の位置、避難場所の位置、避難経路、移動手段（徒歩、自動車等）を記載
避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ見直しするものとする。

データ、手書き作成については問いません。
手書きで作成する場合は、印刷したWEBのマップ等に手書きで経路図を記載し、糊等で貼り付けて作成してください。

10 防災教育及び訓練の年間計画

解説編 第1章1.7
防災教育及び訓練の取組（様式7）



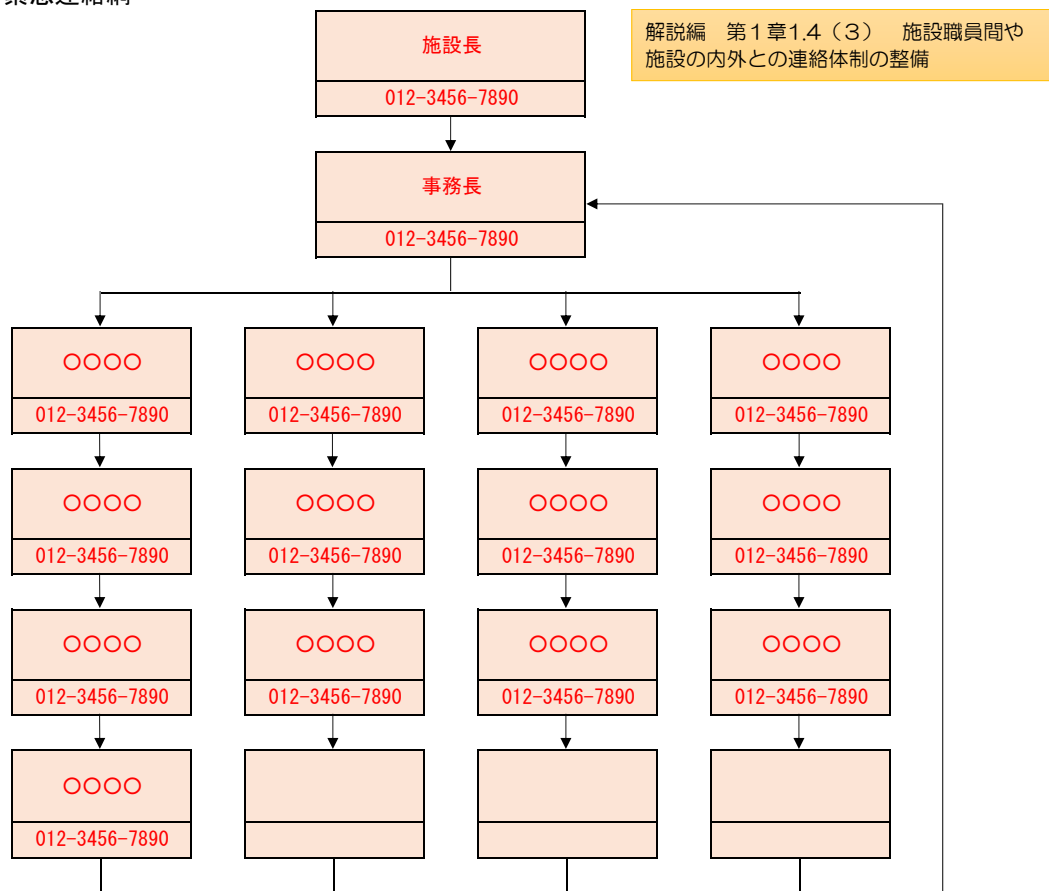
既存の名簿等がある場合は、そちらを様式9の代わりに使用して
 いただいて問題ありません。

市へ
 提出不要

記載例

様式9

1 2 緊急連絡網



既存の名簿等がある場合は、そちらを様式10の代わりに使用して
 いただいて問題ありません。

市へ
 提出不要

記載例

様式10

1 3 外部機関等の緊急連絡先一覧表

	連絡先	備考
深谷市	048-571-1211 (代表)	深谷市役所
	048-574-6635 (直通)	総務防災課
	048-571-1011 (直通)	障害福祉課
	048-574-8544 (直通)	長寿福祉課
	048-575-1101 (直通)	保健センター
	048-574-6646 (直通)	こども青少年課
	048-574-8648 (直通)	保育課
	048-572-9578 (直通)	学校教育課
	048-574-5811 (直通)	教育総務課
消防署	048-571-0119	深谷市消防本部 指令課
警察署	048-575-0110	深谷警察署
	048-581-0110	寄居警察署
避難誘導等の 支援者	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
医療機関	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

既に防災体制を確立し一覧表等を作成している場合は、そちらを様式12の代わりに使用していただいて問題ありません。

市へ
提出不要

記載例

様式12

15 防災体制一覧表

解説編 第1章1.3(3)
防災体制の役割分担(活動内容と対応班、対応要員)

管理権限者 (施設長) (代行者 事務長)

	担当者	役割
情報収集 伝達要員	班長 (管理職員)	<input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班員 (○) 名	
	・ ○○○○	
	・ ○○○○	
	・ ○○○○	
避難誘導要員	班長 (管理職員)	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認
	班員 (○) 名	
	・ ○○○○	
	・ ○○○○	
	・ ○○○○	

自衛水防組織活動要領

(自衛水防組織の編成)

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、総括・情報班及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（最低限、通信設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター勤務員及び各班の班長を自衛水防組織の中核として配置する。

(自衛水防組織の運用)

第2条 管理権限者は、施設職員の勤務体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び施設職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に利用者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在館する施設職員等のみによっては十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、近隣在住の施設職員等の非常参集も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のため緊急連絡網や施設職員等の非常参集計画を定めるものとする。

(自衛水防組織の装備)

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

(自衛水防組織の活動)

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

自衛水防組織の編成と任務

解説編 第1章1.3(3)
防災体制の役割分担(活動内容と対応班、
対応要員)

統括管理者 (施設長) (代行者 事務長)

	担当者	役割
総括・情報班	班長 (管理職員) 班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○ ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の記録 <input type="checkbox"/> 館内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
避難誘導班	班長 (管理職員) 班員 (○) 名 ・ ○○○○ ・ ○○○○ ・ ○○○○ ・ ○○○○	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
総括・情報班	名簿(施設職員、利用者等)
避難誘導班	様式5 避難確保資器材一覧に掲げるもの。